平成２７年度事業計画書

一般財団法人　日本車両検査協会

Ⅰ．事業方針

近年の我が国経済は、国の政策効果から家計や企業のマインドが改善し、景気回復の動きが広がっていましたが、平成２６年度初めの消費税率引き上げに伴う需要の反動減、円安の影響が顕在化するなど、停滞が見受けられました。平成２７年度については、国際情勢、金融資本市場の動向等に留意する必要はありますが、雇用・所得環境の改善、内需に支えられた景気回復が見込まれます。

こうした状況において、当協会は、名古屋検査所の閉所から９か月、公益法人制度改革に対応した一般財団法人への移行から概ね２年が経過し、新しい体制・環境での事業が順調に実施されるようになってきました。平成２７年度は、国内外の経済の先行きに懸念が残るものの最近の景気回復の恩恵を享受しつつ、業務の一層の質的向上と事業収益の確保に努めながら、公的試験検査機関として車両等の試験検査を着実に実施してまいります。

Ⅱ．事業計画

１．安全技術関連事業

(1) 自転車関連事業

1) 自転車技士試験

自転車技士試験を関係団体との協力のもと、自転車の分解・組立の実技試験及び自転車の構造･機能等に関する学科試験を全国１２都道府県１２会場にて実施します。さらに、前述の１２会場以外に、当協会東京検査所及び大阪検査所において、学科試験免除者を対象に実技試験を実施します。

また、平成２２年度の自転車技士試験合格者及び自転車技士資格更新者に対する５年毎の資格更新業務を実施します。

2) 登録認証機関としての認証業務

工業標準化法に基づく JIS マーク表示制度に係る登録認証機関として、登録区分である一般用自転車、幼児用自転車、自転車－どろよけ、自転車－ハンドル、自転車－ペダル､自転車－リフレックスリフレクタ及び乗車用ヘルメットについて認証業務を実施します。

3) 製品安全検査

製品安全検査は、消費生活用製品安全法に基づく特定製品（PSC［**P**roduct **S**afety **C**onsumer］マーク表示製品）である乗車用ヘルメット及び一般財団法人製品安全協会が定めた自主製品（SG［**S**afety **G**oods］マーク表示製品）のうち乳母車を含め１９品目の試験、検査を行います。

4) VIA 認定検査

JIS マークが表示されていない自転車用部品について、品質確保及び流通の円滑化を促進するため、VIA マーク認定のための試験、検査を行います。

5) 品質確認試験

自転車及び自転車用部品等について、JIS による試験を行うほか、一般財団法人製品安全協会（SG 基準）及び一般社団法人自転車協会（BAA 等安全基準）等の基準による各種試験を行います。

6) 交通安全検査

公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）等の型式認定のための試験を実施します。

7) クレーム調査

自転車等の製品苦情に対する原因究明の調査を行い、紛争処理に協力します。

8) その他事業

イ．業界団体等から依頼される各種試買テスト、商品検査、店頭検査に協力し、消費者の安全確保に取り組みます。

ロ．その他各種調査、試験、技術指導を行います。

(2) 自動車関連事業

1) 測光試験

自動車及び自転車ランプ類等の光度、配光特性の測定の他、反射シート、自転車リフレクタ、視線誘導標識等の再帰性反射の測定、自動車用電球等の光束測定、電球類等の色度測定を行うほか、AMECA: The **A**utomotive **M**anufacturers **E**quipment **C**ompliance **A**gency, Inc.（米国自動車製造業者機器適合機関）の認定試験機関とし

て北米向け証明業務を行います。

2)安全ガラスの試験

自動車に使用されている各種ガラスについて、鋼球落下衝撃試験、環境試験など各種基準に基づいた試験を行うとともに、AMECA の認定試験機関として北米向け証明業務を行います。

3)アルミホイールの試験

自動車用軽合金製ホイールについて、技術基準に基づく強度試験を行います。併せて、VIA 表示登録制度の推進に努めます。

２．環境技術関連事業

1)排出ガス試験

並行輸入車及び改造車の排出ガス試験について従来の試験方法で行うほか、ハイブリッド自動車排出ガス測定方法及び世界統一基準の WMTC（Worldwide-harmonized Motorcycle Test Cycle）モード法(二輪車排出ガス試験方法)に基づく試験を行うとともに、NOx･PM 法の車種規制に適合しているかの試験を行います。

2)騒音試験

並行輸入車及び改造車の騒音試験を行います。

３．公的機関としての信頼性確保事業

1)技術情報の提供

一般用自転車及びこれに関する部品規格等の改正に伴い、当該 JIS 表示認証工場等に情報を提供し、その品質向上に努めます。

2)機器の整備

JIS 規格等の改正及び新製品の開発に伴い、各種試験機器の整備及び試験、検査方法の研究を行います。

3)職員研修

イ．登録認証機関、製品安全検査の適正な運用を図るための研修を行います。

ロ．工業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）の登録事業者としての研修を行います。

ハ．自動車排出ガス対策技術等に関する研修を行います。

4)登録等の更新

イ．工業標準化法に基づくJISマーク表示制度に係る登録認証機関としての登録（有効期間は、平成２８年３月３日まで）の更新を行います。

ロ．工業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）の登録事業者としての登録（有効期間は、平成２７年９月１９日まで）の更新を行います。

ハ．AMECAの認定試験機関としての認定（有効期間は、平成２７年７月１５日まで）の更新を行います。

４．他団体との協力事業

1)自動車用軽合金製ホイールについて、一般社団法人日本アルミニウム協会(略称：JAA）、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会 JAWA 事業部と協力し、アフターマーケット用ホイールの試験等を行い、安全部品の普及に努めます。

2)自動車用マフラー、二輪車用マフラーについて、日本自動車マフラー協会（略称： JASMA）、一般社団法人全国二輪車用品連合会（略称：JMCA）とそれぞれ協力し、排出ガス及び騒音試験を行います。

3)一般財団法人自転車産業振興協会が行う自転車 JIS 改正原案作成に協力します。

4)一般財団法人製品安全協会が行う SG 基準作成に関する調査研究に協力します。

5)一般社団法人自転車協会が行う BAA 等の安全基準作成に協力します。

6)公益財団法人日本交通管理技術協会の依頼により、駆動補助機付自転車(電動アシスト自転車)及び原動機を用いる身体障害者用の車いす等の型式認定審査に参画します。

7)一般財団法人日本自転車普及協会が行う自転車事故に関する自転車 ADR センター事業に協力します。

8)登録認証機関として、JIS 登録認証機関協議会（JISCBA)の運営に協力します。

9)その他の団体からの依頼により、試験等を実施します。

５．運営管理

1) 当協会の重要事項を決定するために評議員会を６月及び翌年の３月を目途に開催するとともに、当協会の業務遂行に係る決定等を行うために理事会を６月、１０月及び翌年の３月を目途に開催します。

2) 一般財団法人として、上記の安全技術関連、環境技術関連等に関する諸事業を実施するとともに、当協会を適切に運営管理します。特に、環境変化に対応して諸規程の見直し、情報システムの見直し（ホームページの再構築を含む。）等を行います。

3) 当協会を取り巻く環境の変化、お客様の需要の変化等に対応して、現行業務の見直し、新規事業への取り組みの検討を行います。

以上